災害等による停電時の備えとして、
非常用電源装置購入費の一部を助成します

日本各地でさまざまな自然災害が発生し、私たちにいつ起きてもおかしくない状況になっています。災害にはさまざまな種類がありますが、特に大規模な「地震」や「台風」が発生すると、停電も起こりやすくなり、復旧までにかなりの時間を要する場合があります。

災害時も慌てず対応できるよう、在宅で人工呼吸器等電気式の医療機器を使用している方に対し、非常用電源装置購入に係る費用の一部を助成します。

しっかり準備しておきましょう。

【対象者】

申請時点で指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持し、在宅で人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器を常時使用している方（医師の意見書が必要）

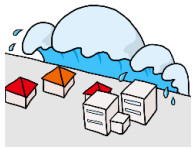
◆常時の使用とは…

人工呼吸器	**使用頻度：１日１２時間以上**	**１日の半分以上**
酸素濃縮器	**１日１２時間以上**	
たん吸引器	**１日に８回以上**	

【助成対象用品】

- **正弦波インバーター発電機**
- **ポータブル電源（蓄電池）**
- **カーインバーター**





市ホームページ二次元コード

※障害福祉サービス該当者は除きます。
※事前に申請が必要です。
※市のホームページに詳しい内容を掲載しています。

○助成対象用品と助成基準額

用品	性能要件	基準額
正弦波インバーター発電機	本人または介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA 以上のもの	80,000 円
ポータブル電源（蓄電池）	本人又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	80,000 円
DC/AC インバーター（ｶｰｲﾝﾊﾞｰﾀｰ）	本人又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	50,000 円

〇利用者負担

購入費用が助成基準額を超えない場合

→助成基準額の１割

購入費用が助成基準額を超える場合

→購入費用と助成基準額の差額　＋　助成基準額の１割

※非課税世帯、生活保護受給世帯は自己負担なし

〇申請に必要なもの

（１）姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成申請書（様式第１号）

（２）医療受給者証の写し

（３）人工呼吸器等日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用していることを証する医師の意見書（様式第２号）

（４）姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成見積書（様式第３号）

（５）用品の概要が分かるカタログやちらし等

（６）世帯全員の非課税証明書又は被保護世帯証明書（該当者のみ）

〇注意事項

（１）購入前の事前申請が必要です

（２）購入できる用品は対象者１人につき１つ限りです。

（３）助成回数については、発電機は 10 年に１回、ポータブル電源・カーインバーターについては５年に１回です。

（４）用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象外です。

（５）用品助成の目的に反して使用したり、転売や譲渡、交換、貸し付け、担保に供することなどはしないでください。

（６）直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性があるため、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。
特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC／AC インバーター（カーインバーター）については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っていないため注意してください。

（７）当該助成により購入した用品を使用したことで医療機器に故障が生じた場合、市はその責めを負うことはできませんので、予めご了承ください。

（申請・お問い合わせ先）
姫路市保健所　（難病担当）
電話 079-289-1635